

資料1 まずはじめにお読みください

＜建物所有者の方へ（建物を借りている方は建物所有者にご相談ください）＞

建築年月が昭和52(1977)年3月以前の事業用の建物などには、高濃度PCBが含まれた安定器が使われている照明器具が設置されている可能性があります。高濃度PCBが含まれた安定器は、法律により令和5(2023)年3月31日までに全て廃棄処分する必要がありますが、それ以降は事実上処分できなくなってしまうことから、本調査にご協力いただき、お持ちの建物等に高濃度PCBが含まれた安定器がないかどうかを確認していただきますようお願いいたします。

＜お願いすること＞

1 探す

- ① お持ちの**全ての**建物の建築年月、利用用途、照明器具の交換状況を調べる。
- ② **倉庫など**に取り外された**照明器具や安定器が保管されて(残されて)いないかどうか**を調べる。

2 判別

- ① お持ちの**全ての**建物は、**昭和52(1977)年4月以降**に建てられたものか。
- ② 昭和52(1977)年3月以前の建物は、**事業用**として使っていた建物や共同住宅かどうか。
- ③ 昭和52(1977)年3月以前の事業用建物等の照明器具は、**全て交換し、処分**しているかどうか。
- ④ 同封の「資料2 安定器にPCBが含まれるかどうかを判別する方法」をお読みいただき、設置又は保管されている**安定器が、PCB不使用かどうか**を判別する。
- ⑤ ④でPCB不使用と判別できなかった(**PCBが含まれている可能性が残る**)安定器について、**製造メーカーへ問い合わせ**、PCBが含まれているかどうか確認する。

判別方法でご不明な点は、以下の**長野県PCB使用安定器調査事務局**へお問合せください。

電話番号 0120-48-5684 (通話無料・フリーダイヤル)
9:00~17:00 (土曜、休日、祝日は除く)

3 回答

調査票の問いに回答し、同封の返信用封筒に入れ返送してください。借主から相談された建物所有者の方は、判別結果について、借主へお伝えください。

メーカーへ確認し、PCBが含まれた安定器をお持ちと判明した場合、調査票にご回答いただけましたら、長野県から処分の方法や必要な手続き等についてご案内させていただきます。

＜照明器具がある場所、安定器が残されていることがある場所の例＞

使われていない照明器具が撤去されずに残っていることや、**照明器具が交換されていても古い安定器だけが配線が切断された状態などで残ったまま**になっていることがあります。特に、外灯や高天井に使われる水銀灯は、照明灯と安定器の設置場所が離れている場合があるため注意が必要です。

照明器具が設置されている場所	安定器が残されていることがある場所
事務室や工場の天井、壁際、梁	更新した器具の近くの天井、天井裏、梁
建物の敷地内の屋外灯	LEDランプに交換した照明器具の中
建物の外壁、屋上	屋外灯が付いていた照明用ポールの中
エレベータの天井	屋外・屋内の 倉庫 、電気室、機械室等の
屋外・屋内の 倉庫 、電気室、機械室など	片隅の段ボールや箱の中

裏面に続く

PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

PCBは、化学的に安定しており、熱に強く電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデンサー、照明器具などの電気機器などに広く利用されてきました。しかし、カネミ油症事件が発生し、人体への有害性が明らかとなったため、昭和47(1972)年に製造が禁止され、昭和52(1977)年4月以降は流通していないとされています。

安定器とは

安定器は、照明器具の裏側などに設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことです。照明器具の種類によって、蛍光灯安定器、水銀灯安定器、ナトリウム灯安定器があります。



参考 照明器具以外に PCB が含まれている機器

安定器の他にも変圧器やコンデンサーにも PCB が含まれているものがあるため、以下の機器が有る場合は、管理している電気主任技術者や電気管理会社へご相談いただき、PCB が含まれているかどうかの確認をお願いします。



変圧器 (トランス)



コンデンサー



キュービクル

変圧器やコンデンサーはキュービクルの中に収納されていることがあります。

<Q & A>

Q. 調査対象は、なぜ昭和52(1977)年3月以前に建築された建物なのか？

A. 高濃度 PCB が含まれた安定器が使用されている照明器具は、昭和52年4月以降は流通していません。そのため、昭和52(1977)年3月までに建築された建物を調査対象としています。

Q. 昭和52年3月以前の建物は、全ての建物が調査対象なのか？

A. 家庭用の照明器具（電球や丸型蛍光灯）には、PCB が含まれた安定器は使われていないことが分かっています。
事務所や工場、店舗、倉庫などの事業用の建物や共同住宅の共用部分を調査対象としています。

Q. PCB が含まれた安定器が見つかった場合はどうすればよいのか？

A. 照明器具の所有者は、処分業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）への処分委託手続き、並びに長野県への届出が必要となります。
処分手続き及び届出については、同封した「PCB 使用安定器と判明した場合の手続き」をご覧ください。
環境省の「PCB 早期処理情報サイト」に情報がまとめられています。
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>（検索サイトにて「環境省 PCB 早期処理」で検索。）

Q. 調査・交換費用や処分費用などに補助はないか？

A. 中小企業者等への助成制度や財政投融資制度があります。同封した「PCB 使用安定器と判明した場合の手続き」をご覧ください。

法律の期限を越えて PCB を所持していた場合には、法律に基づく行政処分など不利益が想定されますので、本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。